

女性デジタル人材育成業務の委託業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）5月15日

福山市長 枝広 直幹



### 1 業務概要

- (1) 業務名 女性デジタル人材育成業務
- (2) 業務内容 主に求職中の女性を対象に、パソコンを使用したデジタルスキル習得（資格取得を含む）に関連する講座を一定期間実施し、その後の市内企業とのマッチング等まで伴走支援を行う。
- (3) 業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月16日（火）まで

### 2 委託費

委託費の上限は7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 3 参加資格及び審査基準

#### (1) 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ウ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- エ 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- オ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- カ 厚生労働大臣から「有料職業紹介事業」の許可を受けている者であること。
- キ 専門的な相談員（キャリアコンサルタント等）及びITスキルの指導員を適正に配置できる者であること。

(2) 企画提案書の提出者を選定するための審査基準

女性デジタル人材育成業務プロポーザル募集要領別表【審査基準】(2) 事務局審査項目のとおり

(3) 企画提案書を特定するための審査基準

女性デジタル人材育成業務プロポーザル募集要領別表【審査基準】のとおり

4 手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎7階)

福山市経済環境局経済部産業振興課

電話：084-928-1040(直通)

FAX：084-928-1733

E-mail：[koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp)

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2026年(令和8年)5月15日(金)
募集要領等の配付期間	2026年(令和8年)5月15日(金)から 同年5月29日(金)午後5時まで
質問書の受付期間	2026年(令和8年)5月15日(金)から 同年5月22日(金)午後5時まで
質問書に対する回答期限 及び回答方法	2026年(令和8年)5月26日(火) 本市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp</a> 以下同じ。)
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)5月15日(金)から 同年5月29日(金)午後5時まで
選定結果の通知	2026年(令和8年)6月3日(水)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)6月5日(金)から 同年6月19日(金)午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年(令和8年)6月30日(火)
特定結果の通知	2026年(令和8年)7月上旬

5 その他

詳細は、女性デジタル人材育成業務プロポーザル募集要領に定めるところによる。